

パブリック・コメント手続（意見募集）

（仮称）認定こども園の要件を定める条例骨子
案について

意見募集期間

平成30年（2018年）

10月5日（金）～10月31日（水）

お問い合わせ先：こども育成部こども施設課
電話 046-822-8224（直通）

横須賀市児童福祉審議会

パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きを行います。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）」の制定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務権限が、平成31年4月に都道府県から中核市に移譲されることとなっています。

これを受けて、国が示している「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（以下、「国基準」といいます。）」を参酌して、認定等の要件を定める条例を制定する必要があります。

このパブリック・コメント手続は、これまでの検討の結果をとりまとめ、当審議会が市長に答申を行うにあたり、当審議会としての条例骨子案に対してご意見を伺うものです。

《制定する条例》

（仮称）認定こども園の要件を定める条例

【目 次】

- ◆ （仮称）認定こども園の要件を定める条例骨子案について…………… 3
- ◆ 横須賀市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準
（案）…………… 4～8
- ◆ 意見の提出方法…………… 9

◆（仮称）認定こども園の要件を定める条例骨子案について

1 国基準及び本市基準の考え方

横須賀市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準（案）のとおり

2 施行日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）

横須賀市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準（案）

国基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	本市基準の考え方										
職員配置	<p>◎教育・保育に従事する者は、次の表のとおりとする。ただし、当該職員の数は常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="325 568 1072 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 568 651 618">区分</th> <th data-bbox="651 568 1072 618">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 618 651 667">満1歳未満の子ども</td> <td data-bbox="651 618 1072 667">おおむね3人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 667 651 763">満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td data-bbox="651 667 1072 763">おおむね6人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 763 651 860">満3歳以上満4歳未満の子ども</td> <td data-bbox="651 763 1072 860">おおむね20人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 860 651 909">満4歳以上の子ども</td> <td data-bbox="651 860 1072 909">おおむね30人につき1人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	員数	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人以上	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人以上	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人以上	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人以上	<p>高い教育・保育の質を確保するため、下記の本市幼保連携型認定こども園基準とします。</p> <p>満1歳未満の子ども→おおむね2.57人につき1人以上</p> <p>満1歳以上満2歳未満の子ども→おおむね4.5人につき1人以上</p> <p>満2歳以上満3歳未満の子ども→おおむね5.2人につき1人以上</p> <p>満3歳以上満4歳未満の子ども→おおむね18人につき1人以上</p> <p>満4歳以上の子ども→おおむね27人につき1人以上</p>
区分	員数											
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人以上											
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人以上											
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人以上											
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人以上											
学級の編制	<p>◎満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日4時間程度利用するもの。以下同じ。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日8時間程度利用するもの。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）を設け、共通利用時間については学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。</p> <p>◎1学級の子ども数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>国基準どおり。</p>										

<p>職員資格</p>	<p>◎満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>◎満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有しない場合においては、そのいずれかの資格を有する者でなければならない。</p> <p>◎学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定においては、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p> <p>◎満3歳以上の子どものうち教育及び保育相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。</p> <p>◎認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。</p>	<p>国基準どおり。</p>
<p>施設設備</p>	<p>◎幼稚園型認定こども園における、幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその付属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>（１）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>（２）子どもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>◎保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。</p> <p>◎満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p>	<p>国基準どおり。</p>

<p>園舎及び屋外遊戯場</p>	<p>◎園舎の面積は、次の表に掲げる面積を満たさなければならない。(満3歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室の面積が各面積基準を満たす場合は、次の表に定める基準を満たすことを要しない。</p> <table border="1" data-bbox="405 443 975 589"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎屋外遊戯場の面積は、次の基準を満たすこと。ただし、既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、(1)又は(2)のいずれかの基準を満たすこと。また、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合であって(1)の基準を満たすときは(2)の基準を満たすことを要しない。既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって(2)の基準を満たすときは(1)の基準を満たすことを要しない。</p> <p>(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上</p> <p>(2) 次に掲げるア及びイの面積を合算した面積以上</p> <p>ア 次の表に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="405 1070 975 1216"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の子どもの数を乗じて得た面積</p> <p>◎保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。</p> <p>(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。</p> <p>(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。</p> <p>(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>(4) 上記に定める屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>国基準どおり。</p>
学級数	面積 (㎡)													
1学級	180													
2学級以上	320+100×(学級数-2)													
学級数	面積 (㎡)													
2学級以下	330+30×(学級数-1)													
3学級以上	400+80×(学級数-3)													
<p>保育室の面積等</p>	<p>◎乳児室：満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上</p> <p>◎ほふく室：満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上</p> <p>◎保育室又は遊戯室：満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上</p> <p>◎満3歳以上の保育室又は遊戯室の面積について、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、園舎の面積が基準を満たす場合にはこの限りではない。</p>	<p>本市保育所基準及び現行の幼保連携型認定こども園に対する指導状況を踏まえ、乳児室については満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上とします。その他は国基準どおり。</p>												
<p>調理室の特別</p>	<p>◎幼稚園型認定こども園について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合には調理室を備えないことができる。ただし、必要な調理設備を備えなければならない。</p>	<p>国基準どおり。</p>												

<p>食事の提供</p>	<p>◎原則、園内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>◎満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の（１）から（５）に掲げる要件を満たす場合には外部搬入が可能。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>（１）食事提供の責任が園にあり、管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>（２）栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。</p> <p>（３）受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>（４）子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>（５）子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>幼稚園型認定こども園については国基準どおり。</p> <p>保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、本市保育所基準及び幼保連携型認定こども園基準と同様、2つ目の◎は適用しません。</p>
<p>教育及び保育の内容</p>	<p>◎教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであること等。</p>	<p>国基準どおり。</p>
<p>保育者の資質の向上等</p>	<p>◎認定こども園は、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない等。</p>	<p>国基準どおり。</p>
<p>子育て支援</p>	<p>◎地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものについて実施されなければならない等。</p>	<p>国基準どおり。</p>
<p>管理運営等</p>	<p>◎1人の認定こども園の長を置き一体的な管理運営を行わなければならない。</p> <p>◎保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>◎開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の实情に応じて定めなければならない。</p> <p>◎自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。</p>	<p>国基準どおり。</p>

<p>職員資格に関する特例</p>	<p>◎朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例</p> <p>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、認定こども園に置かなければならない職員が1人となる場合には、当分の間、職員のうち1人は、「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」を置くことができる。</p> <p>◎幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例</p> <p>満3歳未満の園児の保育に従事する者及び満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないが、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者でなければならないが、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>◎保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例</p> <p>1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、「市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>なお、上記「幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例」及び「保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例」により代えることができる者の総数は、認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>職員配置における考え方と整合を図り、高い教育・保育の質を確保するため、本特例は適用しません。</p>
-------------------	--	---

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成30年（2018年）10月5日（金）から10月31日（水）まで
- 2 あて先 こども育成部こども施設課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりませんが、日本語で記述してください。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・こども育成部こども施設課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 こども育成部こども施設課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-827-0652
 - (4) 電子メール
 - cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。